

## 検討課題

### 職業能力開発大学校及び短期大学校の 単位認定・編入学について

# 経緯と検討の方向性(案)について

## (1) 経緯

平成15年に熊本県・長野県から、平成21年に山形県から、職業能力開発短期大学校の大学への編入学に関して特区要望。（参考資料 参照）

## (2) 検討の方向性(案)

特区要望は編入学の要望であるが、大学への編入学を認めるためには、単位が同等レベルで認定できることが前提となる。

大学以外の教育施設等における学修の単位認定については、各学修についてその質が担保されていることが必要であるが、職業能力開発大学校及び短期大学校については、教員要件、施設要件、カリキュラムが整っていることから、まずは単位認定について認めることとしたい。

（参考資料 参照）

なお、大学への編入学については、単位認定制度の活用状況等を踏まえて、中央教育審議会においてさらに検討を行うこととしたい。

## 職業能力開発大学校・短期大学校の概要

### (1) 設置目的

高校卒業者等を対象に、高度な知識と技能を兼ね備えた実践技術者、生産技術・生産管理部門のリーダーとなる中小企業のものづくり基盤を支える人材を養成する施設  
(職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設)

### (2) 施設数

(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構立 大学校 10校(その他大学校附属短大12校)  
短期大学校 1校  
都道府県立 短期大学校13校 (24年4月現在)

### (3) 訓練期間

専門課程2年(2,800時間) : 短期大学校・大学校

応用課程2年(2,800時間) : 大学校 (50分を1時間として取り扱って差し支えないとしている)

### (4) 訓練規模

8,452人(平成23年度の在学学生)

### (5) 主な訓練科

生産技術科、制御技術科  
電子情報科、建築科

ワイヤカット放電加工実習



鉄筋コンクリート型枠施工実習



## 特区に関する経緯について

平成15年に熊本県・長野県から、平成21年に山形県から、職業能力開発短期大学校の大学への編入学に関する特区提案が行われた。

平成22年1月の構造改革特別区域推進本部決定において、「職業能力開発短期大学校から大学への編入学」が盛り込まれた。

編入学については特に慎重な検討が必要であるため、まずは「職業能力開発短期大学校等の大学以外の教育施設等における学修について、大学において単位として認定する仕組みの充実に向けて、関係省庁と連携しつつ検討を行い、関係法令等の見直しに向けて、中央教育審議会大学分科会大学教育部会において速やかに検討を行う」こととしている。

また、大学への編入学の今後のあり方については、「単位認定制度の活用状況や中央教育審議会での議論等を踏まえて、関係省庁と連携しつつ、平成25年度中を目途に結論を得るべく速やかに検討を行う」としている。

**「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る過去の未実現提案等についての政府の対応方針**  
(平成22年1月29日 構造改革特別区域推進本部決定)

### < 政府としての検討の概要 >

職業能力開発短期大学校は、独立行政法人雇用・能力開発機構又は都道府県が設置、運営し、職業訓練を行う施設であり、法令上、学校教育法で定める教育の目的を実現する教育機関として継続的な活動を行うものとして位置づけられておらず、編入学前の学校等における教育等が、編入学を受け入れる大学における学習と同等以上であると判断できる制度上の担保が法令において存在しないため編入学は認められていない。しかし、大学教育をより開かれたものとするという観点から、大学以外の教育施設等における学修について大学の単位を認定する仕組み(大学設置基準第29条等)の充実に向けて、関係省庁と連携しつつ検討を行い、平成22年度以降、関係法令等の見直しを実施するとともに、大学への編入学の今後のあり方については、単位認定制度の活用状況や、中央教育審議会での議論等を踏まえながら、対応を検討する

**構造改革特区において講じられた規制の措置のあり方にかかる評価・調査委員会に関する今後の政府の対応方針**  
(平成24年4月9日 構造改革特別区域推進本部決定)

(前略)大学への編入学の今後のあり方については、単位認定制度の活用状況や中央教育審議会での議論等を踏まえて、関係省庁と連携しつつ、平成25年度中を目途に結論を得るべく速やかに検討を行う。

## 職業能力開発大学校・短期大学校の教員・施設設備等について

### (1) 教員について

- ・ 1訓練科(40～80名)当たりの職業訓練指導員の平均配置人数は6名。  
( 大学設置基準では、収容定員200人～400人の工学系の学科で14名の専任教員を必要と規定。)
- ・ 教員の資格については職業能力開発促進法施行規則で規定。
- ・ 修士以上の学位を有する教員の割合は39%。

### (2) 施設・設備について

- ・ 多くの場合、教室、図書館、保健室、指導員室、運動場、体育館、実習場を備えている。
- ・ 平均校舎面積は10,300平方メートル (参考:1校当たり平均200名が在学)  
( 大学設置基準では、収容定員200人までの工学系の学科の校舎面積として5289平方メートルと規定。)
- ・ CAD/CAMシステム、電子顕微鏡など訓練機器を職業能力開発促進法施行規則別表で明記。

### (3) カリキュラムについて

- ・ 専門課程、応用課程ともに2年間で2,800時間以上の訓練時間が必要。  
( 1 大学へ編入できる専修学校の専門課程の総授業時数は、告示で1700単位時間と規定。1単位時間は50分。)  
( 2 専門課程・応用課程の時間については、50分を1時間としても差し支えないとしている。)
- ・ 教科、訓練時間については職業能力開発促進法施行規則で規定。
- ・ 必修部分について実技の割合は平均5割を超える。(応用課程では約7割)

## 厚生労働省からの要望について

大学校・短期大学校の学生の高度な専門知識を習得する機会の拡大につながるとともに、大学生も大学校・短期大学校の実習・演習等を受講することで、双方向で実践的な技能・技能を習得できるようになるとして単位認定の創設を求めている。

### < 厚生労働省提出資料 >

職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校(以下「能開大」という。)は、新規高卒者等を対象に、高度実践技術者や生産技術・生産管理部門のリーダーを育成するための職業訓練を実施する施設であり、職業能力開発促進法に基づき設置される公共職業能力開発施設である。

能開大の専門課程(2年間)・応用課程(2年間)において、産業界の人材ニーズへの対応を重視し、豊富な実習、演習を通じて、一連の生産活動全般に対応できる実践力習得のための職業訓練を実施している。

一方、近年の産業構造・就業構造の変化、グローバル化等の社会経済環境の変化等を背景に、専門的な職業能力の育成が求められるとともに、失業に伴う新たな職業能力を身につける必要性が高まっている。

こうした中、能開大が実施する職業訓練について大学の単位として認定する仕組みを設けることは、能開大で履修した専門学科や一般教養科目には大学の履修科目と共通する部分もあることから、能開大の卒業生が大学に入学し、より高度な専門知識の習得機会の拡大につながるとともに、大学と生産現場の即戦力となる技能者を育成する能開大が連携することによって、大学生が能開大の実習・演習等を受講し、実践的な技能・技能を習得することも可能となるものである。

それぞれの特色を活かし効果的な教育訓練を実施することは、社会経済環境が大きく変化する中で、専門的な職業能力を持った人材の育成にとっても重要である。